三　保険会社及びその子会社等が有する土地（海外の土地を含む。）については、その採用する企業会計の基準において第一項第七号に規定する差額に係るものに相当するものの差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

四　その採用する企業会計の基準において第一項第八号に規定する合計額に係るものに相当するものの合計額

五　その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百十条の十の二　法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)　経常収益又はこれに相当するもの

(2)　経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの

［(3)～(7)　略］

四　保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書（これらに類する事項を含む。ホにおいて同じ。）

［ロ・ハ　略］

ニ　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報又はこれに相当するもの

ホ　保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二（公認会計士又は監査法人による監査証明）の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合には、その旨

五　［略］

六　特例企業会計基準等適用法人等にあっては、その採用する企業会計の基準

［2～4　略］

（保険持株会社に係る健全性の基準に用いる資本金、準備金等）

第二百十条の十一の三　法第二百七十一条の二十八の二第一号に規定する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させる

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百十条の十の二　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　経常収益

(2)　経常利益又は経常損失

［(3)～(7)　同上］

四　［同上］

イ　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書

［ロ・ハ　同上］

ニ　保険持株会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ　保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二（公認会計士又は監査法人による監査証明）の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合にはその旨

五　［同上］

［号を加える。］

［2～4　同上］

（保険持株会社に係る健全性の基準に用いる資本金、準備金等）

第二百十条の十一の三　法第二百七十一条の二十八の二第一号に規定する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させる